

令和8年1月21日

医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票を通して、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。（医療情報取得加算の算定医療機関）

国の定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療情報点数を算定します。

区 分	点数（マイナ保険証の有無にかかわらず）
初 診	1 点
再診（3月に1回）	1 点

今後も正確な情報の取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

医療法人琉心会 勝山病院